⑹　Contact point for tender documentation : ODA Syojiro the first subsection chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事の契約締結は、当該工事に係る令和４年度予算の執行が可能となっている事を条件とします。

令和４年３月25日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

北海道新幹線建設局長　竹津　英二

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　01

○北海建公告第74号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北海道新幹線、明治高架橋他（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道余市郡赤井川村内

⑷　工事内容　本工事は、北海道新幹線新青森起点309㎞102ｍから310㎞078ｍ（延長976ｍ））間のうち、ラーメン高架橋　３連（６径間）、RC場所打Ｔ桁橋　33連（10～20ｍ）、RC橋脚　33基、深礎　２本、路盤RCの工事である。

⑸　工期　契約締結日の翌日から54箇月間

⑹　使用する主な資機材　生コンクリート　27,200㎥、鉄筋　4,300ｔ

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより実施する対象工事である。

なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。

⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

⑿　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⒀　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⒁　本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⒂　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」の試行工事である。

⒃　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⒄　本工事は、元請け企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、総合評価方式においてインセンティブを付与する「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行工事である。

⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、内容説明書によることとする。

⒆　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない工事である。

⒇　本工事は、概算数量発注方式の試行工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす３者又は４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　当機構における「土木」に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、構成員は、当機構における「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が以下の要件を満たす者であること。

ア　３者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者　1,200点以上

出資比率が第２位の構成員　1,200点以上

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち１者に限る。以下同じ。）　1,000点以上1,200点未満

イ　４者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者　1,200点以上

出資比率が第２位の構成員　1,200点以上

出資比率が第３位の構成員　1,000点以上

出資比率が最下位の構成員　1,000点以上1,200点未満

㈱会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　構成員は平成18年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下の施工実績を有すること。なお、当該施工実績を１件名で満たすことができない場合は、複数件名の組合せとすることができる。

ア　３者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者は、次の①の施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が構成員中最大の者に限る。）を有すること。

出資比率が第２位の構成員は、次の①又は②のいずれかの施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

出資比率が最下位の構成員は次の①から④のいずれかの施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

また、構成員のうち代表者又は出資比率が第２位の構成員のいずれかは、次の③の施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

イ　４者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者は、次の①の施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が構成員中最大の者に限る。）を有すること。

出資比率が第２位の構成員は、次の①又は②のいずれかの施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

出資比率が第３位及び最下位の構成員は次の①から④のいずれかの施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

また、構成員のうち代表者又は出資比率が第２位の構成員のいずれかは、次の③の施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。

①　鉄道ラーメン高架橋新設工事

②　橋りょう新設工事又は高架橋新設工事

③　深礎工による橋りょう基礎工事又は高架橋基礎工事